



熊本県公報

号外第 39 号

平成 22 年 12 月 10 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県公印規程の一部を改正する訓令…………… (県政情報文書課) 1

訓 令

熊本県訓令第 47 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
 熊本県公印規程（昭和 32 年熊本県訓令甲第 20 号）の一部を次のように改正する。
 第 9 条の 2 中「知事」の次に「又は会計管理者」を加える。

附 則

この訓令は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。